

## 2 事業場の安全衛生管理体制について

労働安全衛生法では、労働災害を防ぎ、事業者の自主的な安全衛生活動を確保するため、図1-2のような安全衛生管理体制を整備することが義務づけられています。

安全衛生管理体制は、事業場の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

業種 規模 (労働者数)	清掃業	その他の第三次産業 警備業等
1,000人～		
300～999人		
100～299人		
50～99人		
10～49人		
1～9人		

図1-2 事業場規模別安全衛生管理体制